

第1回札幌市市民自治推進会議

会 議 錄

日 時：2020年3月18日（水）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 13階 1号会議室

1. 開　　会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第1回市民自治推進会議を開催いたします。

本日は、朝早くからお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、市民文化局市民自治推進室市民自治推進課長の柴垣と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきます。

2. 委嘱式

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 会議開催に先立ちまして、本会議の委員委嘱式を行いたいと思います。

委嘱状につきましては、お1人ずつお渡しするべきものでございますが、時間も限られておりますことから、既に委嘱状を各委員のお手元に置かせていただいております。

これより、お名前を1人ずつ呼ばせていただきますので、これをもって委嘱状の交付とさせていただきます。

以下、五十音順にてご紹介させていただきます。

池田真弓委員です。

石黒匡人委員です。

柴田崇行委員です。

鈴木克典委員です。

武岡明子委員です。

皆川智司委員です。

宮本奏委員です。

今期は、この7名体制でのご議論をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、委員委嘱に当たりまして、川上市民文化局長よりご挨拶を申し上げます。

○川上市民文化局長 改めまして、皆さん、おはようございます。市民文化局長の川上でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、また、朝早くからこの会議にご出席を賜りまして、ありがとうございます。また、委員の皆様には、日ごろから札幌市の市民自治に関するまちづくりに多方面でご理解とご協力をいただいておりますことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、皆さんも既にご存じのことかと思いますが、札幌市では、平成19年に札幌市自治基本条例を制定いたしました。それ以降、札幌市民との情報共有、市民参加の促進に加え、地域のまちづくりの支援を柱として、これまで札幌市としてさまざまな取り組みに努めてきたところでございます。

また、この市民自治推進会議は、条例の第33条に基づき、市民自治によるまちづくりに関する施策や制度の評価や、条例の制定についての検討を行うことを目的として設置されているものでございます。

後ほど事務局から詳しいご説明がありますが、第4次となるこの会議では、大きく二つのテーマで皆さんにご議論をいただきたいと考えてございます。

まず、一つ目のテーマは、市民参加条例に関する検討です。

前回の第3次市民自治推進会議では、今後、市民参加に関する条例を整備していくべきか否かを考えていく上での検討の視点を整理していただいておりますので、今回の会議では、この検討の視点に基づき、実際に市民参加条例の制定の要否について皆さんにご議論をしていただきたいと思っております。

また、二つ目のテーマは、市民自治によるまちづくりのための施策や条例に対する評価です。

自治基本条例では5年を超えない期間ごとに条例の内容の見直しを検討することとなっており、2年後の2022年3月でちょうど5年の期限を迎えることから、今回、委員の皆様には、条例の条文と関連する市の施策や制度を照らし合わせていただきながら、制度や施策が条例の趣旨に合っているかどうかを評価いただきますとともに、条例の規定そのものについても、機能しているかどうか、あるいは、見直しが必要かどうかといった観点でご議論をいただきたいと思っております。

最後になりますが、後ほど事務局からも今後のスケジュールをご説明しますけれども、委員の皆様の任期は今年の3月から2年間となってございます。本期の推進会議では、幅広い、そして、長丁場の議論になると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、実りある議論になることを心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 川上局長は、業務の都合により、ここで退席させていただきます。

○川上市民文化局長 申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

[川上市民文化局長退席]

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 以上をもちまして、委嘱式を終了させていただきます。

続きまして、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。

簡単で結構でございますので、池田委員から右回りで順にお願いいたします。

○池田委員 池田真弓です。

率直に意見を言いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○石黒委員 石黒匡人と申します。

委員名簿にありますとおり、小樽商科大学商学部で教員をしておりますが、専門は法律でございます。よろしくお願ひいたします。

○柴田委員 柴田と申します。

私は、町内会を代表して意見を述べる立場なのだろうと思いますが、私がいる旭水町内会は、豊平の旭町と水車町の両方を包含している約1,400名程度の大きな町内会でございます。

また、ご多分に漏れず、最近の人と人との希薄化や、なかなか使いづらい個人情報保護法もございまして、難しい運営にはなりますが、私の会長時代は、物の視点をちょっと変えまして、人が集まるいろいろな方策をやり、今のところうまくいっていますので、時間があればご紹介したいなと思っております。よろしくお願ひします。

○鈴木委員 皆さん、おはようございます。北星学園大学の鈴木と申します。

私は、今回初めてこの会議に参加しますが、これまで町内会関係の委員会に携わってきましたので、町内会や市民活動といった視点で意見を述べさせていただければなと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

○武岡委員 札幌大学の武岡と申します。

行政学や地方自治といった分野を専門にしており、昔、市民自治推進会議の委員を務めさせていただいたことがございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○皆川委員 豊平区から参りました皆川と申します。

市民自治というのは、私のイメージですが、非常に地味な感じがするテーマであると思っています。でも、私たち市民生活の基本に関わることですので、しっかりと議論させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○宮本委員 初めまして、宮本奏と言います。

「NPOファシリテーションきたのわ」の代表をしております。

ファシリテーションというのは、会議やワークショップ、話し合い、対話の場づくりの進行のお手伝いや活動で、2010年からしております。

北海道内に会員がいて、その会員の人たちが自分の地域でファシリテーションを使って地域を良くしていく、自分の活動を良くしていくという実践をしている人たちが集まって、お互いに学び合ったり、実践し合う団体をつくっています。

私も今回が初めての参加になります。

自治に関して、ふだんの仕事の中では、道内のいろいろな自治体で総合計画や自治基本条例をつくる際の住民の声を取り入れるためのワークショップの進行をしたり、設計をしたりするところで携わってきました。

私自身は、今もNPOですし、前職もNPOなので、ずっと市民活動やNPOの畑でやってきておりますので、そのあたりでお力になれたらなと思っています。

どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） どうもありがとうございました。

3. 議 事

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 続きまして、座長の選出に移りたいと存じます。

お手元にあります資料2の2枚目をご覧ください。

札幌市市民自治推進会議規則の第2条の規定に基づき、この会議には委員の互選により選出した座長を置くこととされております。

座長の選出についてご意見がございましたら、お願ひしたいと思います。特にご意見がないようであれば、事務局にて案を提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 僕越ながら意見を述べさせていただきます。

前回も委員でいらっしゃいましたし、学識の立場からいろいろなご知見もお持ちで、ご経験も豊富な石黒委員にお願いしてはいかがかなと思います。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） ご意見をありがとうございます。

ただいま、鈴木委員から石黒委員を座長にとのご意見がございましたが、ほかにご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（柴垣市民自治推進課長） それでは、石黒委員に座長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 石黒委員に座長への就任をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

石黒委員は、恐れ入りますが、座長席に移動をお願いいたします。

[座長は、所定の席へ着く]

○事務局（柴垣市民自治推進課長） ここからは座長に議事をお願いすることといたしますが、議事に入る前に座長より一言いいただきたいと思います。

また、規則第2条第3項において、座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が職務を代理するという規定がございますので、これに係る指名をお願いいたします。

○石黒座長 石黒です。

鈴木委員のお話にもありました、前回の第3次市民自治推進会議の委員をさせていただいていましたので、座長を務めよということだと思います。

早速、今日の議題の中にも前回の話が出てくると思いますが、時間がたってて覚えていないところもありますので、皆さんと一緒に復習したいと思っています。力不足かとは

思いますが、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、座長代理の指名についてです。

私と一緒に期ではありませんが、推進会議に関わっていたことのある武岡委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武岡委員 座長のご指名ということですので、謹んでお受けしたいと思います。

○石黒座長 よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事（2）の市民自治推進会議の趣旨・想定スケジュールについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（植木推進係長） それでは、事務局よりご説明させていただきます。

改めまして、市民自治推進課推進係長をしております植木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元のA3判横の資料3「第4次市民自治推進会議について」をご覧ください。

ここでは、市民自治推進会議の趣旨及び想定スケジュールなどについて説明いたします。

まず、資料左上の1の市民自治推進会議の目的についてです。

この会議は、自治基本条例第31条と第33条に基づいて設置されています。

囲みの中に条文の抜粋がありますが、第31条は、まちづくりの施策や制度が条例にきちんと沿ったものかどうかを評価し、必要な見直しをするための仕組みをつくるというものです。

また、第32条では、この条例そのものにつきましても、5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞きながら検討するということが定められています。

そして、第33条には、第31条と第32条のことを検討するために市民自治推進会議を置くと定めています。

したがいまして、市民自治推進会議は、第31条の市の施策や制度を評価する、そして、第32条の条例の規定について検討する役割を持っているところです。

続きまして、2の構成についてです。

構成については条例の中で定められておりまして、計7名の委員をもって組織しております。

委員の皆様は、地方公務員法の規定に基づき、特別職の地方公務員という身分となります。

また、会議の座長については、先ほど石黒委員にご就任いただいたところです。

次に、資料右上の3の評価・検討の対象及びその内容についてです。

先ほど1の項目でお話をしましたとおり、第32条には5年を超えない期間ごとに条例について検討、見直しといった規定があります。今回、令和3年度をもって前回の見直しから5年がたちます。このため、これから令和3年度にかけて札幌市の取り組みを評価するとともに、条例全体の規定を対象とし、見直し等の検討をしていきます。

また、今回の第4次会議においては、前期の第3次会議で議論され、検討するための視点が整理されました市民参加条例の在り方についても検討を行っていただくこととなっております。

次に、4の評価・検討の方法についてです。

まず、本日、第1回目の会議におきましては、前期の第3次会議で行われた市民参加条例の在り方に関する議論の概要について改めてご説明した上で、札幌市全般における市政への市民参加の取り組み状況などについてご説明させていただきたいと考えております。

次の第2回会議以降において、委員の皆様にご議論をいただきながら、市民参加条例の在り方、条例や札幌市の施策等の評価、検討について順次進めていくこととしております。

次に、5の会議の位置づけについてです。

条例の見直しに係る方向性と市民参加条例の制定可否に係る方向性の2点について会議の中で決定していくものとなっております。

これらを踏まえまして、今後の流れについて説明いたします。

資料下の段の6の今後のスケジュール（案）をご覧ください。

まず、会議前半のテーマとして、市民参加条例の在り方について議論していただくスケジュール（案）となっております。後ほど改めて詳細についてご説明しますが、最後の会議を令和3年6月頃までに行いたいことから、前半のテーマについては、今回を含めて全3回、今年の7月頃までに議論をまとめていただければと考えております。

そして、会議後半のテーマとしては、5年を超えない期間ごとに行う条例の規定についての見直しに係る検討や、札幌市の施策についての評価を行っていただきたいと考えております。

このように前半と後半でテーマを分けた理由ですが、そもそも市民参加条例を検討する話というのは、自治基本条例第21条の市政への市民参加の推進の第7項に、「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする」という規定があることによっています。

今回、条例全般の規定について見直しに係る検討を行うとなった場合、まず、市民参加条例を制定するのか、それとも、新たに条例を制定するまでもないが、既存の自治基本条例の規定を見直すことで対応すべきなのか、あるいは、現在の自治基本条例の規定のままで十分であるのかなど、市民参加条例の在り方を巡る方向性が先に議論されていたほうが条例全体の見直しを行うに当たってもより円滑に進めることができるものと考えた次第です。

また、最後の会議を令和3年6月頃と想定した理由ですが、今回の会議において、仮に自治基本条例の改正をすべきとの方向性となり、市民自治推進会議からの報告を受け、実際に条例の改正を行うとなった場合、5年を超えない期間ごとに見直し等の必要な措置を講ずるという自治基本条例の規定を考慮すると、資料の右下のところをご覧いただきたいのですが、令和4年4月には改正条例を施行する必要が出てまいります。

そこから逆算しますと、令和4年2月の市議会に条例案を諮る必要があり、また、議会に条例案を上げる前に、いわゆるパブリックコメントの手続を経ることなども必要となってしまいます。

ここで、8月から9月と書いてあるところの下にある、市民自治推進本部への報告・今後の方針決定と書かれた縦長の四角枠をご覧ください。

ここに書いてある市民自治推進本部というのは何かと言いますと、副市長や局長職などで構成されており、札幌市の市民自治に関する取り組みについて、市全体を挙げて進めしていくために設けられている市役所内部の会議であり、おおむね毎年1回開催しております。

また、この会議には、本来の構成員ではありませんが、市民自治という大事な話ということもあり、市長もこれまで毎回出席しております。

そして、条例改正のスケジュール上、令和3年6月頃をめどに、この推進会議としての答申を市民自治推進本部に報告し、この推進本部で札幌市としての最終的な決定をするという手続をとる必要があります。

スケジュール表の一番左側にあるのが、正に本日行っております第1回目の会議です。以降、おおむね1か月半から2か月に1回程度開催し、計9回行うことを想定しております。

本日の第1回目では、委員の皆様の委嘱、座長の選出、会議の目的などの説明、スケジュールの確認、札幌市からの現状報告などを行い、第2回目から第3回目にかけて市民参加条例の在り方について検討を行い、第4回目から第7回目にかけて条例の各条文や関係施策に係る課題や改善点について意見交換や議論を行い、8回目には、これまでの評価検討について総括した上で市民参加条例の制定についてどうするか、条例の規定について見直すかどうかという方向性を確認し、最後の9回目には報告書の内容を確認、決定するという流れを想定しております。

今後の議論の進み方によっては若干のずれが出てくるかもしれません、現時点ではこのような流れを考えております。

なお、自治基本条例については5年を超えない期間ごとに見直し等の措置を講じるという規定がある訳ですが、市民参加条例の制定に関しては自治基本条例のような特段の規定はございません。このため、仮に市民参加条例を新たに制定することになった場合は、この条例の具体的な条文の内容、いわゆる条例素案と言われるものについては、今回の第4次市民自治推進会議とは別に改めて検討していくことになろうかと思います。

会議の趣旨とスケジュール（案）の説明は以上です。

○石黒座長 今ご説明がありましたとおり、おおむね9回をめどとして、今期の推進会議を進めていく予定だということでした。

最終回の第9回は、資料3にありますとおり、報告書の内容の決定となりますので、進行状況によっては、これだけでという訳ではないということですが、基本的にはその前までに方向性の内容を決めていくことになるかなと思います。

そして、3回目までは、前回の第3次会議から引き継がれている市民参加条例の在り方についての検討を行い、4回目からは、自治基本条例の規定の見直しが必要かどうかを検討するとともに、これに基づく施策等について評価することを予定しているということでした。

このスケジュール（案）に関し、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をいただければと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 次回の2回目とその次の3回目は市民参加条例についての検討となっていますが、場合によっては、自治基本条例のほかの規定の内容や施策を踏まえないと市民参加条例が必要かどうかを判断できないということも出てくるかもしれません。そのため、2回目、3回目の検討の過程で一応の一区切りはつけますが、4回目以降の施策や条例の他の規定の検討をした上で最終的に決めるということもありますので、お考えがあれば途中でもご発言いただいて議論をし、この会の進め方を決めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に議論するテーマである市民参加条例の在り方の検討に向けて、これまでの市民自治推進会議における議論の状況や、札幌市の市民参加の主な取り組みなどについて、資料4から資料6に沿って事務局から説明をよろしくお願ひします。

○事務局（植木推進係長） 資料4から資料6について、順番に沿って、事務局よりご説明させていただきます。

最初に、資料4の「第3次札幌市市民自治推進会議「市民参加条例の検討に向けた視点について（報告書）の概要」をご覧ください。

ここでは、前期の第3次市民自治推進会議での議論を経て挙げられた報告書の概要について改めてご説明させていただきます。

資料の1ページ目に記載しておりますとおり、平成27年7月から平成29年6月にわたり、前期の第3次市民自治推進会議が開催されました。

この会議の前半では、自治基本条例第32条に基づき、5年を超えない期間ごとに行う条例全般の規定についての検討、見直し等を実施したところですが、会議後半においては、資料上段の枠内に下線部で示しておりますとおり、市民参加条例の検討に向けた視点について議論が行われているところです。

もう少し詳細についてお話ししますと、市民参加条例の検討という話は、資料3の説明でも触れましたとおり、自治基本条例第21条第7項にある「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする」という規定がその根拠となっています。

札幌市には、市民参加に関する条例がなく、条例をつくったほうがよいのではないかというご意見を過去の市民自治推進会議でいただいたこともあり、第3次会議では、全2回の会議において検討を行うための視点、すなわち着眼点についての議論が行われたところあります。

それでは、資料をめくりまして、2ページ目をご覧ください。

資料の一番上の、2の検討に当たっての札幌市からの情報提供について説明いたします。

こちらに掲載しておりますのは、第3次会議において、事務局である札幌市から情報提供された内容について、報告書の中で取りまとめたものです。

まず、(1)の他都市における市民参加に関する条例の制定状況についてです。

事務局では、平成26年に全部で102の都市に文書照会を行い、その結果を提供しています。

市民参加条例と一口に言いましてもいろいろなタイプがございまして、この会議の中では、そのタイプを基本型、一般型、個別型と三つに分類して情報提供しております。

基本型については、市民参加条例のタイプと言いながら、実は市民参加条例ではなく、自治基本条例の中で市民参加に関する規定を設けているものを言います。

一般型は、市民参加の条例があり、市民参加の理念や原則などを定めています。また、パブリックコメントに関する規定や実際の市民参加の方法についても一部定めております。

個別型は、例えば、パブリックコメントの条例みたいなものや何々審議会の条例というように、各個別の条例の中で市民参加の一つの方法について詳しく定めている形をとっているものです。

札幌市は、現在ある自治基本条例第21条の中に市民参加についての規定がありますので、ここでは基本型に該当するものとして整理しております。

このように既に基本型がありますので、仮に札幌市が新たに市民参加条例を検討していく場合、一般型の条例になることを想定しています。

次に、(2)の一般型市民参加条例制定市の状況です。

当時、事務局では、先ほどお話しした文書照会の結果を受けて、8か所の都市を実際に訪問し、より詳細なヒアリングを実施しています。

ヒアリングで聴取してきた内容は、1点目に市民参加条例を定めたことでどのような変化やメリットがあったのか、2点目は条例を運用するに当たっての課題、3点目は札幌市が市民参加条例をつくることについてどのように考えるかについてでした。

1点目の条例制定前後での変化・メリットですが、主な意見としては、職員の意識の変化、市民参加の件数の増加などが挙げられています。

具体例としては、市民参加が必須であるという意識が職員に浸透した、パブリックコメントがいろいろな事業で確実に行われるようになった、市民参加の機会が増えたといった内容がありました。

2点目の条例運用に当たっての課題については、市民参加手続が固定化した、事務負担が増えた、市民や職員への浸透が不足しているなどが挙げられていました。

市民参加手続の固定化というのは何かといいますと、例えば、市民参加のために必要な手続について、条例で詳細まで厳しく定めることで逆に柔軟な対応ができなくなり、業務の進行が遅れたり、パブリックコメントが間に合わなくなったりするということが起きて

いるなどが挙げられていました。

また、事務負担の増については、条例の実効性を保つためには、運用状況をチェックする必要があり、そのためには、市でやっている事業をきちんと把握して評価する必要が出てきますが、規模の大きな市になると抱えている事業の数も膨大になっていくため、事業の把握だけでも大変な作業になるという意見がありました。

さらに、意識面の課題として、職員の意識が義務的な姿勢になりがち、条例の解釈が部署によって異なる、条例自体が職員に浸透していないということのほか、条例が市民にも浸透していないのではないかという課題が挙げられておりました。

3点目の市民参加条例の制定については、札幌市が市民参加条例をつくることに対してどう考えるか、担当者レベルではありますが、既に市民参加条例を持っている立場から、各都市のご意見を聞きました。

主なものとしては、まず、条例が機能する仕組みを整備することの必要性についてです。市民参加条例を制定する目的は、実際に市民参加の取り組みを進めていくことであり、条例がきちんと機能するような仕組みについて、制度設計や市側の人員体制なども含めて整備をする必要があるという意見がありました。

また、条例を制定する意味についても意見をいただいており、条例化によって変わるのは、主に市職員の意識や仕事の進め方であり、条例を定めたから市民にプラスになりましたという単純なものではなく、まず職員が意識を持つことが大事だ、また、条例化しなければ職員の意識の醸成や市民参加の推進ができないという訳ではないが、市民参加について周知をしやすいという面はあるといった意見のほか、自治基本条例で市民参加に言及している場合、別条例で二重に市民参加を規定する必要性は乏しいのではないかなど、それぞれの立場からさまざまな意見をいただきました。

ヒアリングの全般的な傾向としては、実際に市民参加条例を制定、運用している各都市の所感として、条例を制定したことによる効果は、いわゆる対市民向けの意識啓発やPRというよりは、市職員の業務の進め方に関して具体的な効果があらわれているのではないかという意見が多かったところです。

続きまして、資料の次ページになりますが、（3）の市民参加条例と自治基本条例の関係についてです。

これは、先ほどご説明した一般型の市民参加条例を持っている20市について、さらに自治基本条例等との関係性に着目し、三つのパターンに分類したものになります。

まず、①は、自治基本条例を持っていないので、市民参加に関する条例を単独でつくっているところで、11市あります。

②は、自治基本条例は持っているけれども、例えば、市民参加については別に定めるというような簡略に記載している程度であるため、別途、市民参加条例をつくったところで、8市あります。

③は、具体的に言うと神奈川県厚木市ですが、自治基本条例の条文に市民参加に関する

ある程度詳しい定めがありながら、なおかつ、市民参加条例を定めているところです。札幌市も、厚木市と同じように、自治基本条例の中に、附属機関の委員公募や重要な政策案についての意見公募制度の設置など、市民参加に関する規定をある程度定めていますので、仮に札幌市が市民参加条例を別に定める場合は厚木市と同じような状況になると言えます。

次に、（4）の市民参加条例の制定による効果と課題についてです。

これまでご説明した各都市への調査結果から見た、市民参加条例を制定することによる効果や課題について改めてまとめました。

主な効果としては、職員の意識の変化や向上、市民参加の実施件数の量的な増加、市民参加の実効性確保に関する市側のチェック体制が整備、確立されたということがあります。

一方、課題としては、まず、チェック体制整備に係るコスト増があります。これは、市の事業について、きちんと市民参加条例の趣旨に沿った市民参加の考えが反映されているかなどをチェックする体制を整備することですが、一般的に規模の大きな都市ほどチェックに要する負担も大きくなると考えられます。

先ほどお話ししたヒアリングの中では、神奈川県厚木市が条例の実効性確保のために行っている取り組みを聞いておりますので、参考までにご紹介します。

厚木市では、まず、条例を所管する部署で市の全ての事業の洗い出しを行います。そして、事業や施策を実際に行っている部署から事業の実施前と実施後にそれぞれ市民参加に関するチェック表のようなものを提出してもらい、それらを全て集めてファイルにつづります。10センチのファイルの7冊分ぐらいと結構なボリュームになるそうですが、その取りまとめた資料について、別に設けた審議会の委員に渡し、それぞれの事業がきちんと行われているか、一件一件を見てもらっているそうです。

仮に札幌市が厚木市と同じようなチェック体制を設けるとしますと、札幌市は、厚木市に比べ、ヒアリング調査の時点において、人口は大体8倍、予算規模が11倍、事業数が5倍くらいです。このように事業数が膨大ですので、チェック体制を整備するには、業務量や人件費などのコストが大幅に増えることが考えられます。

また、厚木市では、条例の運用を担当する職員として、係長1名、担当1名を配置しているそうですが、これは市の規模によって職員数が比例して多くなっていく訳ではなく、札幌市も基本的には厚木市と同じような体制ですし、他の多くの市でもほぼ同じような体制になっています。

このため、市の規模が大きいところほど規定の度合いやチェックの体制が緩目の傾向になっておりまして、いろいろな市で条例の実効性の確保については課題だと考えているということです。

続いて、市民参加手続の固定化についてですが、条例の規定に縛られることから事業に応じた柔軟な対応ができない、行政運営が遅れることがある、新たな市民参加手法の模索になかなか至らないという課題が挙げられていました。

職員の意識への浸透についてですが、そもそも、市民参加条例の趣旨がきちんと生かさ

れ、市民参加が適切に行われるためには、まず、職員が市民参加についてきちんと理解することが必要です。

しかしながら、市民参加条例を既に持っている市においても、職員の意識への浸透不足を課題として挙げているところがあることから、市民参加条例をつくったからそれでいいという訳ではなく、職員への意識の浸透をきちんと図っていくことが必要になります。

続いて、（5）の札幌市の現状ですが、先ほど条例制定に係る課題としてお話ししたとおり、札幌市は人口や事業数などの点で規模的に非常に大きいことから、市民参加の実効性確保のチェック体制整備に大きなコストがかかると考えられ、仮に市民参加条例を制定した場合は実効性の確保が最も大きな課題になると、前回の報告書の中ではまとめられているところです。

以上を踏まえまして、第3次市民自治推進会議では、市民参加条例の検討に向けた視点として七つの項目を整理しました。

視点1ですが、自治基本条例に関する現状として、従前から自治基本条例の認知度が低いため、自治基本条例の中に市民参加の規定があることも十分に知られていないと考えられ、そのことを踏まえて検討していく必要があるということです。

自治基本条例の認知度については、後ほど説明する資料5の市民アンケートの中でも触れる予定ですが、正直に申し上げますと、自治基本条例そのものの認知度は決して高いとは申し上げられない結果となっております。第3次会議では、委員から、自治基本条例と言っても何のことかよくわからないと思われるという発言もあったところです。

次に、視点2の市民参加条例の特長と考えられる事柄です。

まず、①の市民にとってのわかりやすさとして、市民への周知を行い、浸透を図ることを考えると、市民参加を表題とするほうが効果的であるとされています。

これは、先ほどの自治基本条例の認知度が低いということにも関係しますが、市民自治という表題よりも市民参加としたほうが、市民にはよりわかりやすくなるのではないかというものです。

また、②の総括性ですが、市民参加条例等を設けることにより、市民参加制度を全体的に見渡すことが可能となるというものです。

札幌市では、パブリックコメントなど、市民が意見を述べることができる手続を個別に定めており、そのほかにもさまざまな市民参加が行われていますが、改めて市民参加条例を制定することで、このような一連の市民参加の仕組みについてトータルで見渡すことができるという話が第3次会議の中ありました。

次に、視点3は、市民参加条例の検討に当たって、自治基本条例との整合性に特に留意する必要があるということです。

もともと、自治基本条例の制定が検討されたとき、市民参加条例の制定も想定されていましたが、当時、将来的な話が未確定であったことから、自治基本条例にも市民参加に関する規定を盛り込んでおくべきという意見があつたことを受けて、ある程度詳細な市民参

加の規定が自治基本条例の中に定められております。このため、市民参加条例の検討に当たっては、自治基本条例との整合性に留意する必要があります。

次に、視点4は目的や将来像の明確化です。

そもそも、市民参加条例を制定しようとする目的は、市民参加をより進め、市民自治の取り組みを深めていくことにあります。そして、第3次会議において、札幌市が市民参加を進めることで何を目指していくのかを明確に打ち出していくかなければ、市民の中に市民参加の意識はなかなか育たないのではないかという発言がありました。このため、目的や将来像を明確にし、それをわかりやすく市民に示すことが肝要であるというものです。

次に、視点5は市民にとっての効果や課題の検証です。

市民参加条例を検討していくに当たっては、過去のヒアリング等の調査で見えてきた行政側にとっての効果や課題のほか、市民にとってどのような効果や課題があるかについても検証していくことが望ましいこと、また、既に施行されている自治基本条例について、市民にとってメリットや効果が出ているかも併せて検証することが望ましいと考えます。

次に、視点6は実効性の確保に関する課題です。

先ほどの説明の中でも触れましたとおり、市民参加条例を実効性あるものにするためには条例の運用状況をしっかりとチェックする必要があります。しかし、札幌市のように大規模な都市は、事業数も多く、十分なチェック体制を築くためには大きな負担やコストがかかる可能性が考えられます。

他都市の市民参加条例には、条文の数が延べ9条程度と、非常に簡潔な理念的なものもあれば、逆に非常に細かく市民参加について決めているものもあるなど、規律密度の水準はさまざまです。このため、市民参加条例を検討するに当たっては、実効性が確保できるよう、どの程度の規律密度とするかなどの検討が必要とされています。

最後に、視点7はその他の視点です。

どのようなタイプの条例にするか、そもそも、現在の自治基本条例の条項で十分であるかどうか、自治基本条例第21条で市民参加に関して定められていることを踏まえた上で、市民参加条例を検討する必要があるということが挙げられています。

資料4の説明については以上です。

○石黒座長 これから資料5、資料6のご説明をいただく訳ですけれども、これまでの説明で、ここは何かよくわからない、もう少し説明してほしいなど、確認なさりたいがあれば、一度、ここで出していただきたいと思います。もしなければ、資料5、資料6へと進み、資料4も含め、ご質問やご意見があれば出していただくことにします。

まず、今説明いただいた資料4の内容について、何でも結構ですが、確認なさりたいことはございませんか。

第3次の議論のまとめと言われても、第3次の議論に参加していない方としては何のことだらういうところが結構あるかと思いますし、参加していた私自身も、ああ、そうだったかみたいなところもありますので、今日で全部わかったということはあり得ないと思い

ます。ただ、次回から検討していくためにもここについては確認をしておきたい、あるいは、もうちょっと説明を聞きたいということがありましたらお願ひいたします。

○宮本委員 どこかでお話しされていたかもしれません、以前の推進会議において、市民参加条例が必要だ、話し合うべきなのではないかという話が出てきた背景を今一度知りたいなと思いました。

○皆川委員 私もそれについてはぜひ聞きたいたいです。

私が思うに、条例を制定しますと、自治体のステータスが上がるというか、整備されていますということを対外的にアピールできますので、必要なことだと思います。

ただ、今までの条例制定というのは、私の個人的なイメージですが、例えば、首長がぜひこの条例を制定したいとか、ある一部の市民団体の方から札幌市の条例にこのテーマを盛り込んでくれということが出てきて条例化されてきたのではないかなと思っているのですね。

ですから、先ほど宮本委員がおっしゃったきっかけの部分について説明していただきたいと思います。

○石黒座長 私は、第3次の市民自治推進会議に入っていたことは先ほどもお話ししましたが、自治基本条例制定に当たって設置されていた市民会議にも入っており、少し記憶していることがありますので、まず、私からお話ししたいと思います。その後、事務局から補足説明をお願いいたします。

今日いただいた資料は自治基本条例の条例全文が載っている訳ではないので、入っていないのですけれども、条例第21条第7項に、市民参加を進めるために必要な条例等を整備していくということを規定しているのですね。

今回、4回目以降の会議では、市民参加条例のことも含め、自治基本条例の在り方について検討していくことになりますが、そちらを考えるとき、第21条にある市民参加条例がないですよね、これでいいのですかという話が毎回のように出る訳ですね。これはかなり大きな問題で、第3次会議では中心の議題の一つとし、市民参加条例を制定すべきか、そうすれば、どういう条例にすべきかを検討していたのです。でも、先ほど言った視点みたいなものまでは出たのですが、やるべきだ、やる必要はないという結論を出すに至らずに終わったと思っています。

自治基本条例制定の際のことですが、市民会議としては、条例案をつくった訳ではなく、自治基本条例を制定する場合にはどういったような内容のものにすべきかを提言するという役割だったと思うのですけれども、そのときの市長の目玉政策の一つではありました。

そのとき、自治基本条例の条文の中に市民参加条例を制定すべきと規定すべきだという意見もあった訳ですが、市民参加条例をつくる必要まであるのかという意見もありました。というのは、自治基本条例で市民参加条例をつくれと規定しているのに、市民参加条例がないとなると、自治基本条例に違反していますよねとなってしまう訳であり、どんな市民参加条例が想定されるのかを詰めていかなければならぬからです。

そこで、市民参加条例等というように、市民参加条例でなくても、市民参加を進めていくためのいろいろな施策を充実していくことで条例に適合しているというか、それで違反していないことになるのではないかという話があり、市民会議の中でもやむを得ないのでないかとなったように記憶しています。

それで、先ほど、札幌市の場合、自治基本条例の中に市民参加の規定があるのだと言わされましたけれども、理論的に考えれば、自治基本条例で市民参加についての基本的なことだけを決めて、具体的には市民参加条例をつくって細かく規定するほうが法体系から言えばきれいだということはあります。

ただ、市民参加条例が必要だと考える方々としては、では、次に市民参加条例を本当につくってもらえるのですかという思いがあった訳です。でも、それは議会で決めることですし、保障はできませんというような話も出た訳です。だったら、自治基本条例をつくるときに少しでも市民参加に関する規定を具体的に盛り込みたいというようなことで、現在の自治基本条例の基本的な形ができたといいますか、第21条は市民参加条例をつくれとはしないけれども、参加条例等としたということです。

しかし、これは将来的に市民参加条例をつくっていくということで規定されたのだという理解をされている方もたくさんいる訳ですけれども、条例でなくてもいいということで規定されたのだという考え方の人もいるのです。

このように、第3次会議では、市民参加条例を制定すべきかどうかについては、かなり中心的な論点というか、テーマとしてやってきて、先ほど紹介していただいたようなところまで行き、終わったと理解しておりますが、忘れていて記憶が変わっているかもしれませんので、事務局から補足をしていただければと思います。

○事務局（植木推進係長） 第1次市民自治推進会議の報告書において市民参加条例に関して触れられているところがありますて、そこには、自治基本条例の中で市民参加の一部または全般について、将来の条例化を要請しているが、「条例等」という表現をしているのは、多様な市民参加手法が存在し、参加条例の制定には時間がかかるということに配慮していると思われるといった記載があります。

同時に、既に条例制定から5年を経過しており、さまざまな市民参加の事例も蓄積されているので、今後、市民参加を進めるためには、市民参加条例の制定などの検討をすることには触れられております。

○皆川委員 今のお話を聞いての確認ですが、ということは、新たに市民参加条例をつくりたいというかなりの熱を持った方は現時点ではないという理解でよろしいのでしょうか。

それから、市民自治基本条例の第21条に書かれているのに、どうしてないのだという指摘に対して、事務方として理屈をつけて、そうではありませんよとちゃんと押し返せるのか、そこについて教えてください。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 自治基本条例自体が5年を超えない範囲で見直しを

しなさいとなっておりますので、第21条について、つくるつくらないということではなく、市民参加条例について議論をしていただきたいということです。

次に、市民参加条例がないことによって札幌市の説明が不足するかについてですが、これまででも、市民参加については、「等」という部分で施策を実施してきている訳ですから、説明は十分できると認識しております。

○石黒座長 資料6で、実際にどんな市民参加の取り組みや仕組みがあるのかの説明をいただけたと思いますので、そちらに行った後、今のことに関わる話をしていただけるかと思います。

ほかに資料5、資料6に行く前に確認なさりたいことはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、資料5、資料6の説明を聞いた上で、資料4のことも併せて質疑をしたいと思います。

それでは、資料5と資料6の説明をお願いします。

○事務局(植木推進係長) それでは、改めまして、資料5の市民インターネット調査(速報版)をご覧ください。

札幌市では、市民の皆様のニーズのほか、各種の施策や事業についての意見を把握し、施策推進の参考とするため、民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケートを実施しています。

ここに掲載しているのは、昨年12月に15歳以上の札幌市民480人を対象に「市民自治について」をテーマに行った調査結果の速報版となっております。

時間の都合もありますので、今回は、市民参加等に関する項目について、今後の議論で参考になると思われるものを幾つかご紹介させていただきます。

まず、自治基本条例や市民自治の推進に関する質問です。

4ページをご覧ください。

中段のQ20の「あなたは自治基本条例を知っていますか」という質問について、「よく知っている」「内容をある程度知っている」の合計で約8%であり、「名前だけなら知っている」を合わせても約30%という結果となっており、7割の方は知らないということになります。

ちなみに、平成28年度にも同様のアンケートを行っていますが、そのときもほぼ同様の結果となっております。

次に、Q21の「自治基本条例に関するPRや説明について見たり聞いたりしたことがあるものはあるか」という質問について、「パンフレット」「札幌市ホームページ」「テレビ、新聞、ラジオなどの報道」といったメディアを通じたものがほぼ同割合となっており、人を介した説明は非常に少なくなっています。

次に、Q22の「あなたは市が市民自治を進めるための取り組みを今後もしていく必要があると思いますか」という質問に対しては、「必要だと思う」「ある程度必要だと思

う」の合計が約57%と、6割近くを占めております。

5ページをご覧ください。

Q24の「あなたは市に市民への情報提供をもっと推進してほしいと思いますか」という質問に対して、「積極的に推進してほしいと思う」「ある程度推進してほしいと思う」の合計が約65%となっております。

6ページをご覧ください。

中段のQ30の「あなたは市が市政への参加機会を市民にもっと提供してほしいと思いますか」という質問に対して、「積極的に提供してほしいと思う」「ある程度提供してほしいと思う」の合計が約54%となっております。

このアンケート結果から言いますと、これから将来的な市の取り組みに関しては、必要である、積極的に進めてほしいといった種類の回答が半数以上を占めている傾向がうかがえます。

戻りまして、5ページをご覧ください。

一番上のQ23の「市が市政に関する市民への情報提供を十分に行っていると思うか」との質問に対し、「どちらともいえない」が約43%と、最も多くの割合を占めています。

6ページをご覧ください。

一番上のQ28の「市が市民の意見を十分に市政に反映していると思いますか」という質問に対して、「どちらともいえない」が約55%と、最も多くの割合を占めています。

次に、Q29の「市が市民の市政への参加の機会を十分に提供していると思いますか」という質問に対しても「どちらともいえない」が50%と、最も多くの割合を占めています。

このように、現在の札幌市の取り組み状況についてどう思っているかという種類の質問については、どちらともいえないとの回答が最も多いという傾向が見受けられます。

次に、Q31の「あなたが市政に参加したいと思えるためにはどのような条件が必要ですか」という質問については、「自分が関心のあるテーマであること」「参加しやすい曜日や時間帯などに行われること」といった回答が上位となっています。

次に、Q32ですが「市政への参加方法として、どのような方法に関心がありますか」という質問については、「アンケート」「モニター」など、ご自身の比較的都合のよい時間等で参加できる方法が上位となっていることから、市民の市政への参加には、参加テーマの種類に加え、参加方法の種類が影響を及ぼしている可能性があると思われます。

また、関心がある市政のテーマの種類については、7ページのQ33のとおり、「健康・医療・福祉関係」「防災・防犯関係」が上位となっているところです。

大まかですが、資料5のアンケート結果の説明については以上です。

続きまして、A3判横の資料6「札幌市における市政への市民参加の主な取り組み」についてです。

自治基本条例第21条では、市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための

制度の充実に努めなければならないと定めていますが、この資料は札幌市において実施している、市政への市民参加に関する主な取り組みの状況をまとめたものとなっています。

初めに、資料左上にあります附属機関の制度運用からご説明いたします。

附属機関というのは、今、実施している市民自治推進会議もそうですが、専門家や市民などの意見を行政運営に反映するために法律または条例に基づいて設けられた審査や審議、調査等を行う審議会や委員会などの機関のことを言います。

市政への市民参加の手法の一つとして、こうした附属機関の審議会、委員会などに市民委員として参加するというものがあり、札幌市では、附属機関等の設置及び運営に関する要綱において、附属機関の設置目的や審議する内容などを勘案した上で市民からの委員公募を実施することとしています。また、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱において、附属機関における女性委員の割合に関する目標を定めているところです。

ここ数年の市民公募委員と女性委員の推移については資料に記載しているとおりですが、直近では、市民委員の公募制を導入している附属機関の割合が約30%、全委員数に占める公募委員の割合は約5%、女性委員の割合が約30%となっております。

次に、資料左下にありますパブリックコメントの運用です。

パブリックコメントとは、札幌市パブリックコメント手続に関する要綱において定めておりまます、条例や計画などの一定の政策の策定に際し、政策の案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する、このようなプロセスのことを言います。言うなれば、重要な政策案について市民が意見を伝えるための制度であります。

資料には、ここ数年におけるパブリックコメントを募集した案件や意見の数、提出者数の推移を掲載しています。各年度で実施する事業などが異なるため、パブリックコメントの案件数には差が出ていますが、このように毎年実施しているところです。

また、パブリックコメントを募集した案件の中には、キッズコメントとして、札幌市の未来を担う子どもたちから意見を募集しているものもあります。直近の調査である平成30年度においては二つの案件でキッズコメントを実施しています。

続いて、資料右上は市民対話の取り組みです。

札幌市では、市職員がより多くの市民と対話することで市民力を結集したまちづくりを進めていくことを目的に、さまざまな市民対話の機会を設けています。こうした機会は市民にとって自分たちの意見を市政に届ける機会となります。

資料には、市民対話の手法ごとに事例数、参加人数の推移を掲載しております。

また、資料に詳細は掲載していませんが、市長と市民が直接対話をを行うものとして、市政に関するテーマについて、誰もが自由に傍聴できる開放的な場において、テーマに関わりのある市民と市長が直接対話をを行う「サッポロスマイルトーク」や、市政に関するテーマについて、テーマに関連の深い対話者と市長がじっくりと率直な意見交換をする「市長とじっくりトーク」という取り組みも行われているところであります。

最後に、資料右下の広聴事業を通じた市民意見の提案についてです。

市政への市民参加の手法の一つに、市が実施するアンケート調査に市民が回答するというものがあります。市民としてはアンケートに回答することで自分の意見や要望を市に届けることができ、市としてはいただいた回答を市の施策の参考とすることができるというものです。

資料では、主な取り組みとして、市民意識調査とインターネットアンケート調査の二つを掲載しています。

市民意識調査は、郵送により、1回当たり5,000人、年間4回、毎年計2万人を対象として行っているアンケート調査であり、5割程度、1万人前後の方から回答をいただいているります。

インターネットアンケート調査は、先ほどご説明しました市民自治についてのアンケートも正にこの手法で行っているもので、直近の平成30年度については、九つのテーマについて調査を実施しており、内容としては、町内会、バリアフリー、地下鉄、路面電車の関係など、さまざまなものがあります。

次に、個別広聴です。

札幌市には、個人や各種団体から、直接の来訪、電話や手紙、文書、インターネットメールなど、さまざまな受付方法により、日々、ご意見やご要望が寄せられておりますが、こうしたものも市政への市民意見の提案の機会となっています。

例えば、こちらの表にあるとおり、市の事業への要望については、インターネットメールや市長宛てのメールによる受付件数の合計が電話による受付件数を上回っており、手段として定着してきていることがうかがえます。

長くなりましたが、資料の説明は以上です。

○石黒座長 それでは、資料4も含め、ご説明についてご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○皆川委員 今のご説明を聞いて、市民参加条例の制定が必要かどうかを私たちで考えていかなければだめなのだと理解しました。それを考えるに当たって、今、アンケートの結果や、各階層における市民自治を推進するための制度や一部実績の説明があったのですが、こういったことを札幌市としてどう評価しているのかを聞きたいです。

市民自治を推進するための手段というか、制度をいっぱい作り、それぞれ機能していますと言う訳ですが、それで市民自治が推進されているのか、そうではないのかという評価です。

市民自治推進本部会議で年に1回評価されている資料を見ますと、そんなに悪くないよね、市民自治は結構推進されており、こうした制度が機能し、進んでいっているよねという評価がされているようなイメージを持ちましたが、それが本当にそうなのかです。

それも踏まえ、評価が高いのであれば、市民参加条例は要らないよねという方向に行くでしょうし、このままではだめだ、市民参加が全然進んでいないという評価なのであれば、

市民参加条例をつくり、上向きになるように持っていくことを判断できると思いますので、ぜひ、そうした評価について教えてほしいと思います。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 第1回目なので、ご用意はできておりませんが、第2回目のときまでに何をもって評価しているのかについて提供できる資料を集め、その上で委員の皆様にご判断していただく材料としていただければと考えております。

○石黒座長 皆さんから、次回以降、検討していく上でこういう資料が必要だ、見せてもらいたいのだというものがあれば意見を出していただいて、可能な範囲でそれを提示していただき、それも踏まえて議論していくことにしたいと思います。

ただ、そうしたものが特にない場合でも、こういう資料は皆さんに見ていただき、議論していただこうと考えておられる資料はありますか。例えば、今後、こういう資料を出そうと思っていますというものです。

これから検討する過程で委員の皆さんのお見や要望も踏まえながらしていくことは当然だと思うのですけれども、それに関係なく、とにかくこういう資料はもう出すことを考えていますというものはありますか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 今回、七つの視点についてご説明しましたが、委員の皆様からリクエストがないようであれば、これに沿ったものをご用意したいなと思っています。

○石黒座長 それは、市民参加条例の検討についての話ですね。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 第3次会議の報告として七つの視点を挙げておりますし、その視点に沿って議論が進むのかなと考えておりましたので、委員の皆様からのリクエストがなければ、これに沿ったものをご用意しようとは考えておりました。

○石黒座長 市民参加条例の検討については2回目と3回目の予定になっていますが、その後、自治基本条例について、ほかの部分も含め、規定の見直しが必要かどうか、どういう取り組みをしているのか、その取り組みでは不十分ではないかなどの議論をしていく訳ですね。それを検討するときに想定している資料について、今の時点で具体的なものは特ないですか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 4回目以降についてはまだ想定しておりません。

○石黒座長 わかりました。市民自治推進本部の資料も見せてもらえるということで大丈夫ですか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） それは大丈夫です。

○石黒座長 それから、今、皆川委員からお話をあったように、それを見ると、札幌市としては一定程度やっていると評価しているのではないかと見えたということですが、本当はどう評価しているのかを知りたいということがありました。

また、役所としてはそういう評価をしているとしても、市民から見たら全然足りない、こここの部分はもっとやらなければだめだよということがあれば、その部分はもっと改善すべきだと提言するということはもちろんあるかと思います。

ただ、その前提として、市としてどう位置づけているのかを知りたいというのは私もそう思いますので、できる範囲で出していただければと思います。ほかにありませんか。

○池田委員 資料4には、ところどころに職員の意識の浸透が少ないとありますよね。

市民参加のための会議をやっているのに、職員の浸透が低いというのであれば、一からやり直さなければならないのかなと思うのです。

今後は、職員の誰に聞いてもわかるようにといいますか、大体の人にこれを聞いたわかるようにするため、市としては職員への浸透についてどういうふうに工夫していくつもりなのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（植木推進係長） 今回示している資料4は、市民参加条例を制定し、実際に運用している他市にヒアリングを行い、どのようなことが課題だと感じているかを聞いたとき、条例を定めているけれども、職員への浸透が必ずしも徹底されていないという回答をいただいたというものです。

さまざまな自治体によって条例規定の濃度はありますが、市民参加条例では、例えばパブリックコメントはこうやるなど、市民を各事業に参加させるためにこのようにやるべきだということを定めています。ただ、市民参加の考えでさまざまな事業を進めていくべきだという意識が職員一人一人に必ずしも徹底されていないことが課題と感じているという回答をいただいた市が幾つかあったという趣旨です。

○石黒座長 このことに関係することでも結構ですし、別のことでも構いませんので、ご質問やご意見をお願いいたします。

○武岡委員 今までの議論を整理させていただきたいのですが、自治基本条例の第21条第7項で、市は市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとすると書いてあるにも関わらず、ずっと整備されてこなかったのは何でなのだろうという疑問を私も持っています。

ただ、今までのご説明もそうでしたが、第21条には第7項まであり、市民参加について結構きちんと書き込んであるので、必要性が若干薄かった、また、条例等とあって、例えば、パブリックコメントの要綱なども既にあるため、市民参加条例をつくるとはなかなかならなかつたのかなと思いました。

それから、第23条には、同じように、市民によるまちづくり活動の促進を行うための条例等を整備するとあって、自治基本条例ができてから比較的早い段階でこれに関する条例が整備されているのですよね。でも、第23条は第2項までしかない非常に簡潔なものであり、自治基本条例だけでは足りないので、整備されたのかなと理解しました。

まず、そういった理解で合っていますか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） そのとおりでございます。

○武岡委員 私は厚木市の条例も調べてみたのですが、自治基本条例が先にできて、市民参加条例をつくると書いていないにも関わらず、1年半後ぐらいに市民参加条例をつくりっていました。

自治基本条例をつくったというのは、やはり、その自治体の中でかなり盛り上がりがあったということですね。「鉄は熱いうちに打て」と言いますが、このように余り時期を置かず、熱が冷めないうちに市民参加条例をさっさとつくればよかったのかもしれないのですけれども、そうはならなかつたということですね。

ほかの自治体へのヒアリング結果でも、自治基本条例ができてから少し時間がたつてしまうと市民参加条例を改めてつくるのはなかなか難しいのではないかという意見があったのですが、私もそういう感じがしています。

ただ、自治基本条例自体、市民参加が一つの大きな柱になっていますので、それを要綱でよしとするのではなくて、きちんと定めることが大事だなという思いはあります、それは次回以降やっていくのかなと思います。

また、資料5に関してですが、インターネットのアンケート調査というのはいつなさつたのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） アンケートについては昨年12月に実施したものです。

○武岡委員 第3次市民自治推進会議の二つ目の市民参加条例の検討に向けた視点についての資料では、もっと前に行われた同じようなインターネットアンケート調査の結果がついており、大体似たような項目ですが、数は余り多くないにしても、自由記述もあります。

でも、自由記述をわざわざ書く方は、やはり、いろいろと思うところがあつて書いていると思うので、少数意見かもしれません、私は読んでいて結構おもしろいなと思いました。今回は間に合わなかつたのかもしれません、もし取りまとめが終わりましたら、自由記述も含め、ご提供をいただければなと思いました。

また、自治基本条例の条文と第3次会議の報告書はあったほうがいいのではないかなどという感じがしています。

○石黒座長 ほかにございませんか。

○鈴木委員 場合によっては追加でヒアリングをしていただくことになるかもしれません、可能な範囲で情報提供をいただきたいことがあります。

資料4の3ページに厚木市の例をご紹介していただきましたが、自治基本条例と市民参加条例の両方を制定しているということで、ここでの議論でも厚木市が最も参考になるのではないかなどという気がしています。

その中で、私が聞き漏らしたところもあるかもしれません、（4）の課題として、チェック体制整備にかかるコスト増とあります。やはり、コストがかかる、また、業務が増えるということですが、これは大きな視点の一つになるのではないかなどという気がしています。

札幌市でも既存の自治基本条例の中である程度のことはやられている状況もありますし、今後、市民参加条例を検討するに当たり、どのようなところまで規定するかにもよると思うのですが、厚木市の場合は、全ての事業を洗い出し、各部署に事業の前後で情報収集をして、その後、審議会か委員会でチェックするというお話をしたね。これは、どういうチ

エックをされているのでしょうか。また、チェックすることによって、例えば、参加人数が増えたということはあるのでしょうか。

こうしたことは、多分、札幌市でもある程度はやられているかと思うのですけれども、チェックとなると、チェックした後は、今後に向けて、その委員会や審議会としてはどんな提言をされているのか、あるいは、どのように反映されているのか、どのように検討されているのかは大きな視点になると思うのです。

ですから、どこまでやられているのか、その検討状況を市としてどう受けとめているのかについて情報提供いただければ、今後の参考になるのではないかなと思いました。

また、札幌市では、事業の参加状況などのデータは出されていますので、形は違っても、多分、同じようなことはある程度やられているのだろうと思います。これは次回で結構なので、どの条例のもとでというのを違うかもしれません、札幌市での比較といいますか、札幌市はこの程度までやっているというものを示していただければなと思います。

○石黒座長 可能な範囲でよろしくお願ひします。

このことに関連して、または、ほかの点でも構いませんが、ご質問やご意見はほかにござりますか。

○宮本委員 今のこと少し関連しますが、私も、ここまで話を聞いて、やはり、第21条7項の条例等を整備するものとするという一文がここにあることには、この一文を入れる討議をしたときに参加された方たちのこれから将来に向けた思いが含まれているのだろうなと感じました。

私自身は、ここまで話を聞いて、市民参加が進んでいくための条例であれば、必要ではないかなと率直に感じました。では、その上で何があれら判断できるかを考えたとき、気になるのは実務面かなと単純に思いました。

今ご指摘があったように、職員の方たちの作業量が増える、あるいは、チェック機能にかかるコストが増えるということですね。ですから、必要ではあるとは思いますが、現実的にできるのか、そこは知つておくべきところかなと思いました。

ですから、次回で結構ですし、予想になるかとは思いますが、ここに関する情報が知れたら私自身も判断しやすくなるかなと感じました。

○石黒座長 確かにそうですね。可能な範囲でお願いしたいと思います。ほかにございませんか。

○柴田委員 市民参加条例をつくるための隘路となるチェック体制、あるいは、コストがかかる、手続の固定化など、そういうマイナス面ではなく、市民参加条例をつくることによって、末端の市民も参加するようになり、市を盛り上げていけるということに対しては少し柔らかみがあってもいいのではないのかなと思います。

○石黒座長 柔らかみという表現は、条例でなくても、いろいろな形でというような趣旨が入っているのですか。

○柴田委員 条例にしたとしても、もう少し具体化したようなものとか、できることなら

他の都市の参加条例の例文が欲しいなと思っております。

○石黒座長 市民参加条例という言葉は出てくるのだけれども、どういうものかが見えないというところは確かにありますよね。サンプルというか、実際にはこんな条例があるのですよというものです。ただ、一つの決まった形のものがある訳ではないかとは思います。

ちなみに、資料6の一番最初の審議会等委員への女性登用促進要綱というのは、札幌市役所の中で定められている要綱ですよね。それから、その次のパブリックコメント手続に関する要綱というのも定めており、それに従ってやっているということですね。

例えば、条例化するとなると、こうして要綱となっているものについて、全部ではないのでしょうかけれども、一定の条例にするということになるのでしょうか。

先ほど説明があった個別条例だと、パブリックコメントに関する条例という形になるけれども、もっと全体を含み、整理し、体系化したようなものが市民参加条例となるということで、そのことについて議論しようとしているということですね。そして、何かをやる場合は、こういう手続をとりなさいと。それには、資料6の右上のとおり、ワークショップや意見交換会、市民会議など、いろいろな手法がある訳ですけれども、その手法を定め、こういうことをやるなら、これかこれをやりなさいみたいになるということです。

ただ、先ほどあったように、条例としますと、固定するというか、そのとおりにやらなければいけなくなってしまうので、事案に応じた柔軟な対応が難しくなってしまうという面もありますけれども、必ずやらなければいけないことになる訳です。

このように、メリットとデメリットはあるということですが、次回以降、サンプルを出していただき、それを見ながらご議論いただきたいと思います。

これに関係することでも構いませんし、そのほかの点でも結構ですが、ほかに何かありませんか。

○皆川委員 次回以降の審議の方向について、座長に判断いただきたいことがあります。

私は、今までの自分の学習と今日のお話を聞いて、ちょっと乱暴かもしれません、市民参加条例の制定は必要ないというほうへ傾いています。ただ、ほかの皆さんのお話を聞くと、どうも制定したほうがいいのではないかというご意見もあったのかなと感じています。そこで、次回の会議の前に、制定の方向でいくのか、それとも、制定しない方向でいくのかを決めていただければなと思っています。

というのは、私としても、制定の方向にかじを切るのであれば、こうしたらしいのではないのという具体論に行けるかなと思っていまして、仕切りとしてその方向性を決めるのはいかがなものでしょうか。

○柴田委員 でも、それは他の都市の資料も拝見した上で判断ができるのではないですか。

○石黒座長 そうですね。情報というか、市民参加条例とはこんなものかなというイメージを皆さんがあらかじめ持てないと、制定すべきか、すべきではないのか、そのどちらとも

言えないということになるかと思いますので、それについては少しやらなければいけないと思います。

つまり、そうした検討をした上で、制定すべき、いや、すべきでない、あるいは、時期尚早であるなどの結論を出すということなのです。でも、今の時点で皆さんとしてはどんな感じでしょうかという確認はやってみてもいいかもしれませんですね。

今の時点でどちらとも言えませんという人もいれば、今の時点でやらないほうがいいのではないかと言う人もいれば、いやいや、やるべきだと言う人もいるでしょう。それを確認した上で進めるのはいいかと思います。ただ、今の時点ではよくわかりませんという方が多いかなとは思います。

ですから、先ほど言われたような資料を出していただいて、次回には、意向というのか、今の時点での意見については聞いてみたほうがいいかもしれませんので、それはちょっと考えてみたいと思います。ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 大体時間になりました。

いろいろと議論がありましたが、今もありましたように、情報がないと判断もできないし議論もできないというところがあるかと思いますので、次回以降には、今出されたもの以外に、こういう情報はないのか、こういう資料があつたら出してほしいのだというものがありましたら事務局にお申し出いただければ、可能なものを出していただいて、それを踏まえて検討したいと思います。

ただ、資料がいっぱいになると、忙しくてそんなに見ていられないという面もあるかもしれませんので、その辺はいろいろと考え、対応させていただきたいと思いますが、それ皆さんの方で必要だと思うものがあれば言っていただければ、判断しながら可能なものを出していただくようにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、次回以降の進め方については、先ほど皆川委員から指摘があつた点を踏まえた上でやっていきたいと思いますが、それ以外に、進め方について何かご意見はありませんか。

○宮本委員 進め方というか、スケジュールに関してです。

計2回で可否を決める考えると、ちょっとスピードアップして、私たち自身もここに来る前に自分で勉強しておくというか、読んでおくことが必要だと感じました。また、資料の準備にも労力がかかるかなと思います。

そこで、メールで事前に資料を送っていただくのがぎりぎりになるとか、前もって送ることが難しいということであれば、例えば、次回の会議は、審議のために2時間をとっていると思うのですが、それでは資料を読みながら勉強する時間としては短いかなと思いますので、30分ぐらい前に来て、当日でなければ用意できないような資料があれば、それを読み込む時間があっての会議のスタートとしていただければ、こちらとしても準備ができるかなと感じました。

○石黒座長 当日は事務局の方も忙しいことがあるかもしれません、資料だけを

置いておき、これを見ていてくださいということはできますか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 例えば、1時間前に会議室を確保し、資料をセッティングしておきますので、開催までの時間を使って委員の皆様に読み込んでいただくということは対応可能です。

○宮本委員 もし当日資料が多いようであれば、それをお願いできたらなと思いました。

○石黒座長 対応可能ということなので、時間がある方は利用していただければと思います。ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 2回目と3回目の2回で市民参加条例を制定すべきかどうかの結論を出す予定としていますが、議論によっては、暫定的な結論は出すとしても…ということはあるかもしれません。

というのは、結局、ほかとも連動するというか、関係してくるところもあって、そちらを見ると、市民参加条例は必要ないと思ったけれども、やっぱり必要だとななることもあるでしょうし、逆に、そのときは必要だと考えたけれども、ほかにこういうことをやっていくのなら要らないなと思うこともあります。

ですから、市民参加条例について、次と次の2回で結論を確定的に出すということまでは考えていませんというか、今言ったようなことも考えられる訳です。ただ、先延ばしにしていきますと、結局、第3次会議では、そのことによってそうなったという訳ではないですけれども、また次の機会にみたいになってしまいういう危険もあるので、我々としてはここで一つの結論を出そうと考え、進んでいきたいと思います。ただ、今後の議論の状況を見て、先ほど示していただいた予定にこだわり、フィックスでやっていこうと考えている訳でもないということです。とはいっても、最後には一定の結論を出さなければいけないとも思っています。

ということで、いろいろとご意見があれば自由に出していただければと思いますし、一回出された意見を変更するというか、意見や考えが変わった場合でも遠慮なく言っていただければと思います。皆さんのご経験に基づいた貴重なご意見を出していただき、この合議体で知恵を絞って一つの結論を出せればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは時間となりましたので、これで第1回目の会議の議事は終わりといたします。

4. その他

○石黒座長 皆さんから最後に言っておきたいことはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、事務局から何かありませんか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 本日は、どうもありがとうございました。

次回会議は5月中に開催したいと考えております。別途、担当からご連絡をさせていた

だきたいと思いますので、日程調整をよろしくお願ひいたします。

また、先ほど座長からもありましたが、第2回目の会議の資料について、まだ言つていなかったものがありましたら、ご連絡いただければ、ご用意したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

連絡事項については以上です。

5. 閉　　会

○石黒座長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。

お忙しい中、どうもありがとうございました。

以　　上